

2020年4月8日

新型コロナウイルス（COVID-19）感染症による緊急事態宣言に対する
弊社の方針について（第4報）

お客様各位

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、4月7日（火）に安倍総理大臣より新型コロナウイルス対策による緊急事態宣言が発令されました。より厳しい外出自粛要請とともに、特に3密（密閉・密集・密接）を避けることが求められております。

弊社では4月1日（水）よりテレワークを中心とした在宅勤務を実施させていただいておりますが、この度の緊急事態宣言を受けまして、当初予定しておりました在宅勤務期間を延長することといたしました。

延長に伴いまして、お客様には引き続きご不便やご迷惑をおかけすることになり大変恐縮に存じますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【実施内容】

- ・業務形態：原則として自宅での業務（テレワーク）
- ・期間：令和2年4月1日（水）～5月8日（金）

なお、緊急事態宣言の期間が延長された場合には、その期間に合わせて再度延長する可能性がございます。ご了承のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

以上

株式会社 春恒社
代表取締役社長 中山五男